

第1条【契約の目的】 本契約は児童・生徒への学習指導およびそれに付随するサービスを目的とします。

第2条【契約期間】 本契約の期間は、児童・生徒が大学受験を終了されるまで有効であり、解約をされても再度ご利用頂くことができます。新学年への移行の際も解約の申し出が無い限り、**継続扱い**となります。短期でご利用の場合、最大で2カ月間となります。3カ月以上のご利用を希望の場合は長期でのお申し込みとなります。

第3条【申込のキャンセル・変更】 申込後のキャンセル・内容変更につきましてはお申し込みから9日以降もしくは入金後は申込内容のキャンセル・変更はできませんのでご注意ください。入金後につきましては中途解約となり、第4条に従います。受験後の模試やお渡ししたテキストに関しましてのキャンセル、返金はいたしかねます。

第4条【中途解約】 利用者は契約期間内であってもいつでも契約を解除することができます。解約をご希望する月の**前月末**までに教室もしくは本部へ必ず**保護者様**よりご連絡ください。ご連絡を頂いた**翌月末**日を解約日とします。ご連絡無しに欠席が続く場合でも授業料は発生します。(例)3月末で指導終了をご希望される場合には、2月末日までにご連絡ください。
即時の中途解約につきましては、特定商取引法に則り、違約金として2万円を上限として翌月の月謝と同額の違約金を頂戴します。
(例)中学3年生で毎日コース月20コマを受講中の方で、2月15日に2月中の解約を希望される場合は、20,000円を頂戴します。

第5条【コース変更】 利用者がコース変更をご希望される場合には、**前々月末**(日祝はその前日)までに教室もしくは本部へ必ず**保護者様**よりご連絡ください。ご連絡頂いた翌々月からコースの変更となります。

第6条【指導の休塾】 利用者が休塾をご希望される場合は、休塾をご希望される**前々月末**(日祝はその前日)までに教室もしくは本部へ必ず**保護者様**よりご連絡ください。休塾中の指導料は免除とし、**基本設備費**のみ申し受けます。なお、休塾は**2か月間**を最長とします。指導再開日が決定できない、または2か月を超える休塾の場合には、中途解約扱いとなります。

第7条【授業料のお支払と指導停止】 初回授業料等につきましては申込日より起算して3営業日以内に銀行振込でお支払いください。教室での現金の受け取りは一切行っておりません。初回授業料等の入金を確認できない場合は、**入金を確認できるまで通塾停止**となりますのでご注意ください。
毎月の授業料は**前月20日**のお支払い(金融機関休業日は翌営業日)です。(例)2月分授業料は1月20日までにお支払いとなります。
お支払方法は原則、口座振替もしくはクレジットカードをお願いします。口座振替不能が**3カ月**続くと場合はお支払方法をクレジットカードに変更していただきます。
3か月以上授業料のお支払いを滞納されますと、**未納金全額のお支払い**が確認できるまで**通塾停止**となりますので、ご注意ください。その際、法律に従い、年利6%の割合による遅延損害金を申し受けます。(遅延損害金の計算方法:未支払金×0.06×遅延日数/365 ※遅延日数はお支払期限の翌日から計算日までとします。)

第8条【教室ルールの遵守】 すべてのお子様学習しやすい環境を提供するため、教室ごとにルールを定めております。必ず遵守してください。著しく素行に問題がある、周囲に迷惑をかける行為が見受けられる、注意喚起しても改善されない場合、通塾をお断りすることがございます。この場合、事前にお話しをした上で契約を解約し、登録を取消し、退塾したものとします。お月謝の返金はいたしません。

第9条【授業の振替について】授業をお休みの場合は、授業の振替にご対応いたします。原則として**保護者様**よりご連絡ください。**無断欠席**の場合のお振替はいたしかねます。原則として前日までに連絡を頂いた授業のみ、振替いたします。当日はやむを得ない事情(怪我・病気等の体調不良、および慶事等)のみお受けいたします。計画的な指導のため、むやみな振替はお控えください。
「毎日コース」では、**翌日以降**にお振替はできません。「マンツーマンコース」では**翌月末まで**のお振替といたします。ただし、次月以降の回数を減らして振替を行うことはできません。

第10条【休講措置について】

- ・14:00 までに台風を伴う警報が発令された場合、その日の授業は全て休講とし、別の日に振替授業を行います。
- ・14:00 以降に台風を伴う警報が発令された場合、すべての授業を打ち切り、その日の授業は、別の日に振替授業を行います。
- ・台風を伴わない悪天候による警報が発令された場合は状況に合わせて開校・休講の判断をし、**保護者様**に連絡差し上げます。
- ・月内の平日日数が20日を超える場合、教室カレンダーに従い休講日を設けます。
- ・その他社内研修、教室メンテナンス等に伴う休講は事前にお伝えいたします。

第11条【直接交渉について】 児童・生徒およびその家族が、5-Days が派遣した教室およびその紹介により知り得た教室から 5-Days の承諾なしに指導を受けた事実が発覚した場合、民法に定める損害賠償金を請求いたします。

第12条【5-Days の責任・成果に関する免責】 児童・生徒に対する役務は学習指導に限ります。5-Days は学習指導以外の事柄に関しては一切の責任を負いかねます。本規約による契約は、規約内容に従うサービスの提供を約束するものであり、成果について約束する契約ではありません。誠心誠意の対応をさせていただきますが、「成績アップ」や「受験合格」などの成果を保証することは致しかねます。

第13条【広告掲載について】 5-Days の広告物に授業風景等の画像、体験談を使用する場合があります。使用中を希望する場合、ご連絡後1か月経過後に使用を中止いたします。

第14条【協議事項】 本契約に定めのない事項および本契約規約の条項のうち疑義が生じた事項については保護者様と 5-Days が協議して取り決めを行います。

第15条【抗弁権の接続対応】 クレジットカード支払いによる抗弁の接続の対応は法令に従い行います。

第16条【前受金の保全】 当社では、月単位のお支払いであることから、前受金の保全措置はとっておりません。

第17条【規約の改定について】 当社が必要と判断した場合には、予告なくいつでも当社は本規約を改定することができます。変更後の規約についてはメール等での伝達、またはホームページ上に掲載し、お知らせいたします。1ヶ月の周知期間の経過後、改定後の規約にご家庭でご同意いただいたものとみなします。

上記利用規約の説明を受けて同意しました。

保護者氏名 _____